

建国初期中国の対日戦犯処理と中国共産党

—その政策過程における「中国的特質」をめぐって—

福岡大学教授
大澤武司

はじめに

習近平政権も第2期目の後半を迎えた。現在、中国共産党（以下、共産党）は「統一的領導の強化」¹を目指しているとされるが、これは逆説的に言えば、改革開放以降、その権威主義体制の「分断化」²が進行していることに対する共産党の強い危機感のあらわれともいえよう。

本稿では、加茂論文で示された政策過程に関する分析枠組みを援用しつつ³、習近平政権の政策過程を考察する前提として、建国初期の中華人民共和国（以下、中国）の対日戦犯処理という政策課題を事例に、当時の共産党の「領導」のありかたやその政策過程の展開、さらにはその「中国的特質」を考察する。

I 政策課題の設定

抗日戦争勝利に伴い、必然的に対日戦犯処理が中国にとっての政策課題となった。共産党は日本人戦犯に対する厳しい処罰の必要を訴えたが⁴、国共内戦の混乱や東西冷戦の深化のなかでその実現は困難を極めた。国共内戦末期、敗北間近の国民政府は支那派遣軍総司令の岡村寧次大將ら日本人戦犯の釈放と送還に踏み切るに至った。共産党は猛烈に反発したが⁵、戦犯たちは罪を償うことなく祖国へと帰還していった。

だが、その後も共産党は一貫してこの政策課題を意識し続けた。朝鮮戦争勃発直前、外交部が主催した座談会的な「対日和約討論会」（1950年5月）でも戦犯問題は取り上げられ、中国という国家の立場からも厳しい処罰を改めて主張すべきとの強い意見が出された⁶。抗戦勝利からわずか4年余り、日本に対する人民の怒りと恨みはいまだ根強かった。

言うまでもなく中国は第二次大戦終結後に誕生した国家だった。だが、実は1526名の日本人戦犯を手に入れていた。ソ連から引き渡された「撫順組」（969名）、戦後に中国国内で逮捕された「太原組」（136名）、「731部隊関係者」（4名）ならびに「西陵組」（417名）である⁷。

ただ、対日戦犯処理という政策課題への対処は、誕生したばかりの中国にとって容易ではなかった。建国直後、中ソ交渉でソ連にいた毛沢東は、シベリア抑留中の日本人戦犯の移管をソ連側から打診されたが、（1）国民党の残存勢力の消滅が最優先である、（2）適切な訴訟制度が未整備である、（3）国民党戦犯の裁判を優先させる必要がある、などの理由を挙げ、対日戦犯裁判の準備が不可能であると説明し、移管を半年ほど先延ばしするよう求める状況にあった⁸。

元来、中共は早期に「日中」講和が実現すると考え、対日戦犯処理の短期決着を想定して

いた。だが、日華講和に伴い、近い将来の「日中」講和の可能性は失われ、この政策課題は長期的なものとへと変わった。1952年春、周恩来は日本人戦犯に対する「認罪教育」の開始を指示した⁹。

よく知られるように、1920年代の工農紅軍時代に源流を持つ中共の伝統的な捕虜寛待政策は、階級敵を対象とする共産党の教育改造政策とも深く関連した。戦犯管理所内での教育改造（認罪教育）は、反革命鎮圧運動の政治的興奮のなか、将来の政策実施を見据えた準備作業として開始され、（1）学習反省、（2）認罪坦白（告白）、（3）尋問調査という3段階を経て展開していった。

では、いつを対日戦犯処理の政策過程における事実上の始期とすべきか。筆者自身は1954年夏であったと考える。つまり、中国が日本との国交正常化を見据え、対日「以民促官」戦略を推進する過程で対日戦犯処理問題を提起した時点である。吉田茂政権末期の1954年8月、中国が中国紅十字会代表団の訪日を実現する過程で、国内逮捕戦犯のうち比較的罪行軽微な「西陵組」417名の釈放と送還を実施した。さらに続く10月、中国紅十字会代表団が訪日した時には、撫順と太原の両戦犯管理所にいた1109名分の「日本侵華戦争罪犯名冊」を日本側に引き渡し、戦犯拘留の事実を公に認めた¹⁰。この際、中国側は「今回、中国側が手交した名簿に記載されている者のうち絶対多数の者は近く寛大な措置を受ける由」¹¹と表明し、「寛大」処理方針の片鱗を見せた。

その後、国際情勢の緊張緩和をも背景としつつ、中国が対日戦犯処理を始動させていく前提条件が国内外ともに次第に整っていった。1954年12月に自主外交を掲げる鳩山一郎政権が誕生すると、第3次日中民間貿易協定締結（1955年5月）やジュネーブでの「人道問題」に関する準政府間交渉（1955年夏）が行われ、日中接近に対する中国側の期待も高まった¹²。1955年9月には毛沢東自身が日中国交正常化に向けた積極的な対日攻勢を指示し¹³、10月には「戦犯（釈放）問題の提起はやや時期尚早な感じもあるが、正常な外交関係が回復されれば、この問題の解決にも取り組むつもりである」¹⁴と語り、対日戦犯処理という政策課題を決着させる意向を明確にした。

II 政策の形成と決定ならびに指導思想および理念の確立

さて、具体的な政策の形成および決定過程だが、その流れは、（1）最高人民検察党組による戦犯の量刑案に関する「請示報告」の起案と提出、（2）「偵査処理日本戦犯領導小組」による戦犯処理の基本方針および量刑案の検討、（3）中共中央政治局会議での審議ならびに決定、（4）全国人民政治協商会議での審議ならびに承認、（5）量刑研究小組作成の「中央会議文件」に対する周恩来の批准と中央政治局員への印発、（6）全国人民代表大会常務委員会での審議ならびに「決定」の採択、である。もちろん、（1）に至る準備段階では、戦犯管理所における公安部主導の管理教育工作や最高人民検察院工作団による認罪坦白や調査尋問工作が行われていた。

詳細な過程は拙著『毛沢東の対日戦犯裁判』に譲るが¹⁵、政策の形成や決定の過程におけ

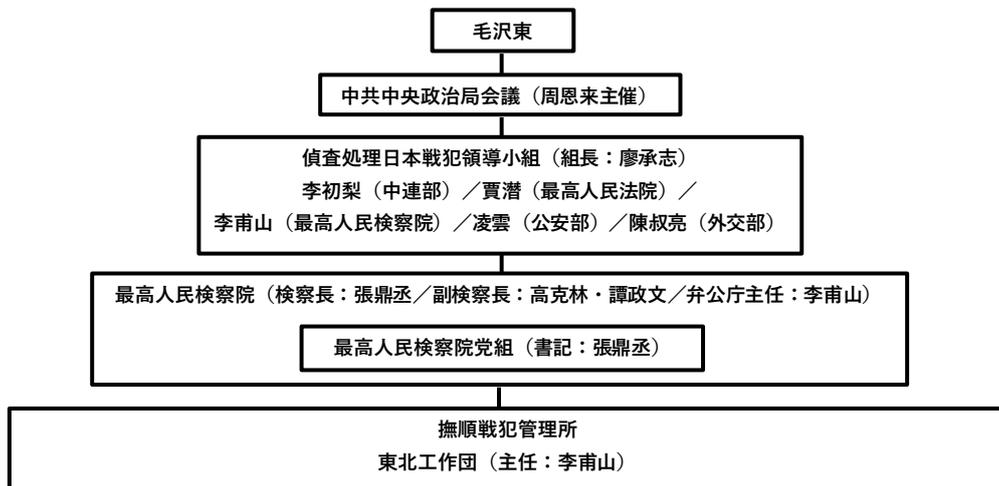
る要点は以下の通りである。

最も重要なのは、「現場」に近い最高人民検察院党組が対日戦犯処理の基礎となる量刑案に関する「請示報告」（1955年9月15日付）を起草し¹⁶、これを土台として、「偵査処理日本戦犯領導小組」がその審議ならびに検討を行ったことである。その目的は中央政治局会議への政策案の提示であった。

この領導小組は、当時、対日外事工作を掌握していた廖承志（対外聯絡部副部長や統戦部副部長、国際指導委員会副主任ほかを兼任）が組長となり、李初梨（対外聯絡部副部長）、賈潜（最高人民法院刑事裁判庭長）、李甫山（最高人民検察院弁公庁主任）、凌雲（公安部第一局長）ならびに陳叔亮（外交部亜洲司）などが参加する、組織横断的な性質を持った。廖承志は中央委員候補ではあったが、国民党左派領袖だった廖仲愷の長子であり、豊富な日本経験持ち、周恩来と関係が深く、対日外事工作においては周恩来の「分身」ともいえる存在だった。

領導小組は、検察院党組や梅汝璈（東京裁判中国代表判事）、ソ連人顧問らと幾度も協議を重ね、最終的に「無期懲役15名、懲役20年21名、懲役18年24名、懲役15年24名、懲役12年10名、懲役6年乃至10年61名」の計155名を起訴する量刑案を最終の「請示報告」（1955年12月20日付）として周恩来に送った¹⁷。28日、周恩来主催の中央政治局会議では「日本人戦犯を寛大に処理し、死刑や無期徒刑を科さず、極少数に有機徒刑を科す」という「寛大」処理方針が決定された¹⁸。

図1) 「偵査処理日本戦犯領導小組」を核とする対日戦犯処理の政策形成および決定機構



中華人民共和国外交部檔案ならびに関係者回想などに基づき筆者が作成

なお、この事例で興味深いのは、絶対とされる中央決定に対して「現場」の異論が出されたことである。戦犯管理所や検察院の幹部から「寛大」処理方針の撤回を求める強い反対が噴出した¹⁹。周恩来は「政治学習」の意味も込めてか、量刑研究小組を設置させ、「現場」

が起草した「厳罰」処理の「請示報告」の再検討を指示するが、やはり「現場」は「人民の義憤」の存在を理由に「無期徒刑」を最高刑とする線を譲らなかった²⁰。

しかし、当然ながら中央決定は貫徹された。1956年3月中旬の中国人民政治協商会議の全国委員会常務委員会（拡大）会議では周恩来や羅瑞卿（公安部長）、譚政文（最高人民檢察院副檢察長）らが、処理方針を「厳罰」から「寛大」へと変化させる必要を説き、最終的に「寛釈大多数、懲治極少数」（大多数に寛大釈放を、ごく少数に懲罰を）方針が示された。そして、「起訴予定者51名」、「徒刑期間11年乃至20年」「大多数の戦犯は3回に分けて（免訴）釈放」など、具体的な処理方法が説明された²¹。

結局、この常務委会議では「寛大」処理方針が「満場一致で賛成」された²²。そして、これとほぼ時を同じくして、一貫して抵抗を続けてきた「現場」も最終的には「自己批判」する「請示報告」を提出し、中央決定に全面的に従うことを表明した。「現場」が起草したこの「請示報告」、すなわち「中央会議文件」は、周恩来の批准を得て中央委員に「印発」された²³。ここで党内における一応の「合意」形成がなったのである。

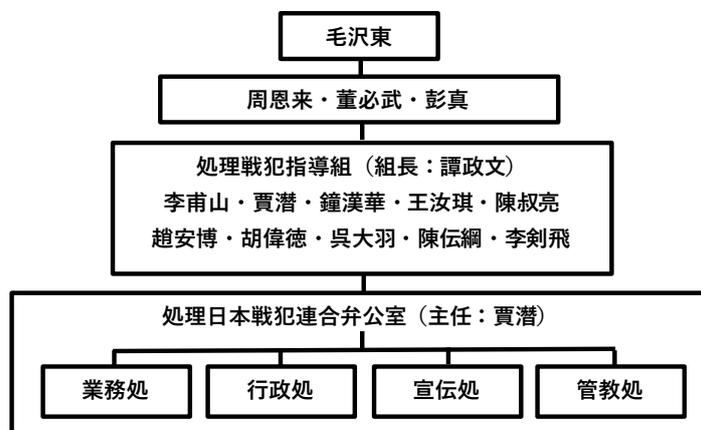
ちなみに、「寛大」処理方針の最終決定の背後には、共産党の指導思想および理念の新たな展開もあった。すでに触れたように、共産党の伝統的人道主義は、工農紅軍時代の捕虜寛待思想に淵源を持ち、抗日戦争時期の敵軍（日本軍）瓦解を目的とする俘虜寛待工作を通じて発展を遂げ、さらに「論人民民主專政」（1949年）で示された「労働改造」思想をも吸収しつつ醸成されていった。建国初期の日本人戦犯に対する「認罪教育」工作はまさにこれらの延長線上に存在した²⁴。

建国当初、「堀の外」で猛威を振るった土地改革や反革命鎮圧運動では、絶え間なく「敵」が厳罰（死刑）に処せられており、毛自身「殺さなければ人びとの憤りを抑えられない者は殺さなければならない」²⁵と語っていた。だが、「スターリン批判」の影響もあってか、「社会主義改造」の完成が近づいた1956年春、政権基盤の確立に自信を持った毛沢東は、「反革命」分子について、若干の例外を残しつつも「一個不殺（ひとりも殺さず）」という理念を提起するに至った²⁶。最高指導者の指導思想および理念が確立した以上、日本人戦犯に対する「寛大」処理方針は、対日外交上の必要という理由だけでなく、思想指導および理念上も揺らぎない正当性が付与されたのである。

III 政策の実施と評価

さて、続く政策の実施の中心は「処理戦犯指導組」と「処理日本戦犯連合弁公室」が担った。処理戦犯指導組は「党内性を持つ臨時指導組織」であり、「政治指導の強化や関係部門の密接な分担や統一の達成」のために設置された。組長には副檢察長の譚政文が就き、構成員には、李甫山、賈潜、鐘漢華（人民解放軍軍事法院副院長）、王汝琪（司法部）、陳叔亮のほか、趙安博（中国紅十字会顧問ならびに対外連絡部）、胡韋德（宣伝部）、呉大羽（國務院法制局副局長）、陳伝綱（中国法学会副秘書長）、李劍飛（全人代法案委員会）らがいた²⁷。

図2)「処理戦犯指導組」を核とする対日戦犯処理の政策実施機構



中華人民共和国外交部檔案などにに基づき筆者が作成

この指導組の指揮下で実務を担ったのが「連合弁公室」である。そして、1956年4月2日付でこの弁公室が作成した「処理日本戦犯工作計画」が対日戦犯処理の政策文書だった²⁸。そこでは、免訴釈放予定者(1012名)に関する免訴宣告や釈放送還の計画や起訴対象者(51名)の特別軍事裁判の要領が定められており、さらに「一、訴訟文件に関する準備工作」、「法廷の組織ならびに出廷人員」、「三、法廷での裁判手順ならびに開廷時期」、「四、法廷の設営」、「五、宣伝工作」、「六、戦犯の管理教育工作」など、裁判実施に向けた詳細かつ具体的な指示が並んでいた。

特に「五、宣伝工作」は最も重視され、「工作計画」には「日本人戦犯処理に関する宣伝方針と宣伝工作計画」が「附件」として添付された²⁹。附件では「今回の日本人戦犯処理の宣伝工作については、主たる対象は日本ならびに国外とする」と定められており、指導組や連合弁公室が「寛大」なる対日戦犯処理を最大限、外交資源として利用しようとしていたことがわかる。もちろん、「工作計画」や「附件」に基づき、国内向けの宣伝工作(説得工作)も展開されたが、それは「義憤」を抱く人民に対する「手続き」としての説明に過ぎなかった。

1956年4月25日、対日戦犯裁判の国内法的根拠の全人代「決定」が採択され³⁰、即日、主席令として公布された。免訴釈放予定者(最終的には1017名となった)は6月以降、免訴決定後に順次送還された。また、起訴対象戦犯(45名)は、6月から7月にかけて、瀋陽と太原の特別軍事法廷で裁かれ、中国の対日戦犯処理は一応の終結を迎えたのである。

最後は政策の評価である。戦後処理の実施直後、党機関紙の『人民日報』は社論で「日本戦争犯罪者にたいするわが政府の処理は、まったく時宜に適した、正しいものである。これは、ながい目で見たわが国人民の利益と完全に一致するものであり、中日両国人民の友好関係の発展にとって有利であり、極東と世界の平和をかためるうえにも有利である。したがって、この処理は、わが国の人民と日本の国民からきつと支持され、また平和を愛する世界の

人びとの共感と支持を必ずうけるにちがいない」³¹との自己評価を掲載した。

だが、「人民の義憤」には根深いものがあった。指導組や連合弁公室が宣伝仕事を重視していたことは触れたが、日本人戦犯の最終処理に際して、共産党中央は「最後の決定に資するため」、国内の各方面に「通知」を出し、意見の提出を求めた³²。陳肇斌論文は『内部参考』を利用し、この「通知」に対する市民などの反応を紹介している。その分析によれば、結果的に「寛大」処理方針には「理解」が示されたが、やはり「対日批判の感情」や「激しい拒絶反応」が根強かったことが明らかにされている³³。

時はくだるが、文革中の周恩来の発言も政策評価のひとつといえる。文革当初、全国の戦犯管理所や監獄には500名ほどの国内戦犯（国民党戦犯や満洲国ならびに蒙疆自治政府戦犯）がいたが、激しい階級闘争の嵐のなか、多数の死者が出た。周恩来は状況改善のため、「撫順五七幹部学校」にいた金源（元撫順戦犯管理所長）を現場復帰させるため、「撫順戦犯管理所の政治工作は大きな成果を上げた。日本人戦犯の改造は特に最も顕著なものである」と高く評価した³⁴。

かつて金源は、共産党中央による「寛大」処理方針の決定直後、その撤回を求めて北京に乗り込んだ経験を持つ。周恩来は「中央が日本人戦犯に対する寛大処理を決定したことは、20年後になって、きっとそれが正しかったことがわかるだろう」と論じたという³⁵。戦犯は「生身の人間」である。「日中」講和が先送りされるなか、終戦から10年余り、最終処理の期限は迫っていた。この対日戦犯処理から16年、1972年の日中国交正常化に際して、戦犯問題は交渉の障害となるどころか、その直後に中国帰還者連絡会（帰国後に元戦犯たちが結成した「日中友好・反戦平和」を訴える団体）が訪中を果たし、「恩人」周恩来と邂逅を果たした。これは周恩来の「深謀遠慮」を裏づけるものであったと評価することもできよう。

おわりに

建国初期に実施された対日戦犯処理だが、その影響は今日にまで及んでおり、特に中国「大国化」の文脈で政策の再評価が進んでいる。東京裁判開廷70年を機に刊行された『正義的審判』の「序言」では、連合国の東京裁判やBC級戦犯裁判、中華民国政府のBC級戦犯裁判とともに、中国の瀋陽および太原での対日戦犯裁判が「一連の正義の裁判」であったと位置づけられ、戦後国際秩序構築の「原点」にあたる対日戦犯処理という歴史的偉業に共産党が参加していたと強調される³⁶。これは中国が「戦後国際秩序の創造者の一員」であるとの主張を根拠づける意図があると思われる³⁷。つまり、「撫順の奇蹟」とも評される建国初期中国の対日戦犯処理は、今日の習近平による「大国」外交推進の源泉として位置づけられ、新たなる評価が付与されつつある。

最後に建国初期中国の対日戦犯処理の政策過程の分析を踏まえつつ、習近平政権期の政策過程を分析ならびに考察するためのてがかりをいくつか提示したい。

まずは、「請示報告」なる文書の存在である。担当部署が起案した「請示報告」を軸に、組織横断的な「領導小組」が議論を重ね、そこで練り上げられた政策案が毛沢東や周恩来な

ど最終決定権者に提出され、「批准」を得て実施に移される。この「政治文書」を練り上げる過程で各関係部門の合意を取りつける「文書政治」は、「中国的特質」（あるいは官僚政治的特質）として留意すべきである³⁸。

これと関連して、組織横断的な実務機構である「連合弁公室」が策定した「工作計画」に基づき、各関係部門が連携しつつ担当業務を推進する、という工作のありかたも、事例や案件の特性にもよるだろうが、今日においても相当程度、当てはまるのではないかと考える。もとより「工作計画」の策定過程こそが利害衝突の場でもあり、組織過程論においては主要な分析対象である。本稿が扱った「工作計画」レベルの档案の入手は不可能に近いが、その存在を想定しつつ、政策の実施を分析することも必要な視角である。

なお、指導思想および理念の絶対性も確認しておきたい。対日戦犯処理の事例では、1955年12月28日付の「中央決定」はまったく揺るがなかった。この決定の背景には、国際主義に基づく「二分論」、伝統的人道主義に基づく捕虜寛待方針、「労働改造」思想や留保付きの「一個不殺」思想、対日「以民促官」戦略など、数多くの思想および理念、政策や方針、戦略や戦術があった。これらの共産党の「英知の結晶」から生み出された「中央決定」は絶対であり、指揮下に属する下級の組織がこれから逸脱する行動は原則的に許されない³⁹。無論、人民の言動もまた然りであり、このことが建国初期中国の共産党の「領導」を保証していた。

習近平による「統一的領導の強化」を評価するためにも、各政策過程における重層的な指導思想および理念、政策や方針、戦術や戦略の体系を見極めることが不可欠なのは言うまでもない。

¹ 小嶋華津子「習近平政権下の政治—集権化とその意味」『フィナンシャル・レビュー』令和元年第3号（通巻第138号）、2019年を参照。

² 「分断化された権威主義」モデルの評価については、佐々木智弘「中国政治研究—多種多様なアプローチの模索」『アジア研ワールド・トレンド』第269号、2018年、18-19頁。

³ 加茂具樹「習近平指導部の新型肺炎感染症対策の政策過程—初動と新たな政策の決定」笹川平和財団『SPF China Observer』2020年5月7日。<https://www.spf.org/spf-china-observer/document-detail029.html>（2020年1月20日最終確認）。

⁴ 「延安総部命令第七号」（1945年8月11日）『解放日報』1945年8月12日。「嚴懲戦争罪犯」『解放日報』（1945年9月14日）田桓主編『戦後中日関係文献集 1945-1970』中国社会科学出版社、1996年、20-22頁。

⁵ 「中共發言人關於命令国民党反動政府重新逮捕前日本侵華軍總司令岡村寧次和逮捕国民党内戦罪犯的談話」（1949年1月28日）および「中共發言人關於和平条件必須包括懲办日本戦犯和国民党戦犯的声明」（1949年2月5日）いずれも『毛沢東選集』第4巻、人民出版社、1994年、1393 - 1399頁及び1400 - 1404頁。

⁶ 「我外交部就对日和約問題進行的討論会記錄（一九五零年五月十八日）」（1950年5月18日）中華人民共和國外交部開放档案 105-00089-05。以下、中国外交部档案と表記する。

⁷ 戦後、国民政府の閻錫山軍に協力して国共内戦に参加した日本人が、太原陥落後に中国人民解放軍の捕虜となり、国内逮捕戦犯として身柄を拘束された。罪行重大な136名が太原戦犯管理所に、罪行軽微な

417名（当初は600名強）が西陵農場（河北省易県の労働改造施設）に拘留されていた。

⁸ 「羅申与毛沢東会談紀要：与印度、緬甸建交問題」（1950年1月1日）および「維辛斯基与毛沢東会談紀要：小豊満水電站等問題」（1950年1月6日）沈志華主編『俄羅斯解密档案選編—中蘇關係』第2巻、中国出版集団・東方出版中心、2015年、208頁および216頁。

⁹ 紀敏「天網恢恢 疎而不漏—中央兩次公開公布与首次内定首要内戦戦犯名簿的経過（続）」『蘭台世界』2000年第12期、40頁。金源「奇迹写千秋—回憶対日、偽戦犯的改造工作」撫順市政協文史委員会編『震撼世界的奇蹟—改造偽満皇帝溥儀暨日本戦犯紀実』中国文史出版社、1990年、6-7頁。

¹⁰ 詳細は、大澤武司「在華邦人引揚問題をめぐる戦後日中關係—日中民間交渉における『三団体方式』を中心として」『アジア研究』第49巻第3号、2003年、58-59頁。

¹¹ 「中国紅十字会与日本三団体關於商談日僑回国等問題的備忘録」（1954年11月3日）前掲『戦後中日關係文献集 1945-1970』169頁。

¹² 前掲「在華邦人引揚問題をめぐる戦後日中關係」59-61頁。

¹³ 毛沢東「關於対日本応明確提出外交關係正常化問題的批語」（1955年9月14日）中共中央文献研究室編『建国以来毛沢東文稿』第5冊、中央文献出版社、1991年、384頁。

¹⁴ 毛沢東「中日關係和世界大戦問題」（1955年10月15日）中華人民共和国外交部・中共中央文献研究室編『毛沢東外交文選』中央文献出版社・世界知識出版社、1994年、226頁。

¹⁵ 大澤武司『毛沢東の対日戦犯裁判—中国共産党の思惑と1526名の日本人』中央公論新社、2016年。

¹⁶ 最高人民検察院党組「關於在押日本戦犯与偽満漢奸的的偵訊結果与处理意見的請示報告」（1955年9月15日）中国外交部档案 105-00501-01。

¹⁷ 偵査处理日本戦犯領導小組「關於处理在押日本戦争罪犯請示報告」（1955年12月20日）中国外交部档案 105-00501-02。

¹⁸ 中共中央文献研究室編『周恩来年譜 1949-1976』上巻、中央文献出版社、1997年、531頁。

¹⁹ 戦犯管理所職員による「寛大」処理方針に対する不満については、金源（訳・崔澤）『奇縁—一個戦犯管理所長的的回憶』解放軍出版社、1999年、176頁。

²⁰ 「關於対日本戦犯的審判和量刑問題的幾点意見的報告」（1956年1月12日）中国外交部档案 105-00501-05。

²¹ 周恩来「在二届政協常委会 19 次會議（拡大）上的發言」（1956年3月14日）『党的文献』総第44期、1995年、19-21頁ほか。

²² 任海生編著『共和国特赦戦犯始末』華文出版社、1995年、24頁。

²³ 「中央會議文件 關於偵査日本戦犯的主要情況和处理意見的報告」（1956年3月16日）中国外交部開放档案 105-00501-07。

²⁴ 井上久士「中国共産党・八路軍の捕虜政策の確立 1937-40年」藤原彰・姫田光義編『日中戦争下中国における日本人の反戦運動』青木書店、1999年、33-46頁。なお、毛沢東思想の教育改造思想を体系的に研究したものとして、辛国恩ほか『毛沢東改造罪犯理論研究』人民出版社、2006年がある。

²⁵ 毛沢東「關於鎮圧反革命」（1951年4月30日）中共中央文献研究室編『毛沢東文集』第6巻、人民出版社、1999年、121頁。

²⁶ 毛沢東「論重大關係」（1956年4月25日）中共中央文献研究室編『建国以来毛沢東文稿』第6冊、中央文献出版社、1992年、96-99頁。なお、本論文の公式発表は1976年12月26日とされる。

²⁷ 前掲「中央會議文件」ほか。

²⁸ 「中央會議文件 關於偵査日本戦犯的主要情況和处理意見的報告」（1956年3月16日）中国外交部開放档案 105-00501-07。

²⁹ 「關於处理日本戦犯宣傳工作方針和工作計画」（文書の最終確定日は1956年4月11日）中国外交部档案 105-00502-01。

-
- ³⁰ 中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會「關於處理在押日本侵略戰爭中戰爭犯罪分子的決定」（1956年4月25日）王戰平主編『正義的審判—最高人民法院特別軍事法庭審判日本戰犯紀實』人民法院出版社、1990年、2頁。
- ³¹ 「社論 對日本戰爭犯罪分子的寬大處理」『人民日報』1956年7月1日。
- ³² 「中共中央關於征求對蔣、日、偽戰犯和其他反革命罪犯的處理意見的通知」（1956年4月11日）前掲『黨的文献』21-22頁。なお、本「通知」の最後の部分には「中央は、近く彼らを続々と釈放して帰国させることを決定した」と明記されており、提出された意見が「寛大」処理方針に影響を及ぼさない旨、予め「附告」されていた。
- ³³ 陳肇斌「中国の対日外交と世論—日本人戦犯の釈放・日本商品展覧会の開催をめぐって」『法学会雑誌』第53巻第1号、2012年、153-169頁。
- ³⁴ 前掲『奇縁』264頁。
- ³⁵ 前掲「奇迹写千秋」13-14頁。
- ³⁶ 周強「序言」（2016年3月）人民法院報社編『正義的審判：紀念中国人民抗日戰爭勝利70周年』人民法院出版社・中央編訳出版社、2016年、7頁。
- ³⁷ 中国の対日戦犯裁判の評価をめぐる習近平政権期の新たな動きについては、大澤武司「中国の対日歴史戦に思う—使命とリスクのはざままで」『七隈史学』第22号、2020年ほか。
- ³⁸ 「歴史決議」の起草過程について、坂野良吉・大澤武司「中共党史の展開と胡喬木—『中国共産党的三十年』から『中国共産党的七十年』へ」『上智史学』第49号、2004年を参照。
- ³⁹ 現代中国の政策決定過程におけるイデオロギー的要因が与える影響については、岡部達味『中国の対外戦略』東京大学出版会、2002年、10-23頁ほか。